

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	若年者等雇用促進特別奨励金	事業開始年度	平成19年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	若年者雇用対策室	若年者雇用対策室長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等(25歳～35歳未満)の雇用機会の創出、安定雇用の促進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等について、トライアル雇用終了後又は有期実習型訓練修了後に常用雇用(期間の定めのない雇用)された場合に奨励金を支給することにより、安定した雇用を促す。 支給方法:常用雇用後6ヶ月後及び1年後の2回に分けて支給(助成額は、25～29歳:20万円、30～34歳:30万円)					
実施状況	厳しい雇用失業情勢の中で、より就職が困難な年長フリーター等の早期就職を促すため、トライアル雇用後に限らず、ハローワークに年長フリーター等を対象とした求人枠を設定し、直接正規雇用する事業主を対象とする「若年者等正規雇用化特別奨励金」を平成20年度第2次補正予算により創設したことに伴い、本事業を廃止(平成22年度まで後年度負担あり)。 ・支給決定件数:平成20年度1,819件、平成21年度2,032件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	139	161	216	72	0
	執行額	18	257	293		
	執行率	12.9%	159.6%	135.6%		
	総事業費(執行ベース)	18	257	293		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	定期的に各都道府県労働局から支給決定件数等の実績報告を受け事業実施状況を把握しており、実績に基づく適切な運用を行っている。				
	見直しの余地	平成20年度で事業を廃止(22年度まで後年度負担あり)。				
予算監視の・所見率化	平成20年度で事業を廃止(平成22年度までは後年度負担あり)					
補記						

厚生労働省
293百万円

【予算示達】

A: 都道府県労働局
293百万円

【助成】

B: 支給対象事業主
293百万円
2,032件

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
奨励金	事業主に対する奨励金	293			
計		293	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)